

西脇 いく子 議員（京都市下京区）

9月20日

【西脇】日本共産党の西脇郁子です。知事ならびに理事者に数点伺います。

質問に入る前に、京都府北部を襲った台風18号により被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。北部では甚大な被害が出ており、日本共産党府会議員団は昨日、地元党議員団とともに被害に遭われた市町に赴き、実態調査を行なったところです。京都府の迅速な対応を要望させていただきます。

「新規制基準」による原発再稼働は問題。福島第一原発事故の重大性を踏まえて、専門的・中立的・独立的に検証できる体制を整備せよ

【西脇】それでは、はじめに原発再稼働問題について伺います。

安倍内閣は、福島原発事故の重大さを完全に無視し、「重要なベースロード電源」として原発を将来にわたって維持・推進するとした「エネルギー基本計画」に続き、2030年度の電力需要の20～22%を原発で賄うとする「長期エネルギー需給見通し」を決定しています。そして、そのためには「30基台半ばの原発」が必要だとして、脱原発の圧倒的な民意を踏みにじり、原子力規制委員会の「新規制基準」をテコに、大半の原発を再稼働させようとしています。

国において、原発を依然としてベースロード電源としている「長期エネルギー需給見通し」について、知事の認識を伺います。

国と関西電力は、今年5月・6月に高浜3・4号機の再稼働を強行し、来年早々には大飯3・4号機の再稼働、さらに40年越えの老朽原発である高浜1・2号機、美浜3号機の再稼働を狙っています。しかし、現在の規制基準は、田中委員長自身が「新基準をクリアしたからといっても安全だというわけではない」と明言しているような代物です。自治体は住民避難計画の作成が義務付けられていますが、その実効性は対象外です。規制基準にはそういった極めて重大な問題があるもとの、新潟県の米山知事は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働について、「安全基準を通ったら事故は起きないというのなら、なぜ福島原発事故は起きたのか。国が責任を持つということと原発事故が起らないということは全く別であり、原発事故時に住民がきちんと避難できるわけでもない。国とは別個に『福島第一原発事故の原因検証』、『原発事故が健康と生活に及ぼす影響の検証』、『万一原発事故が起こった場合の安全な避難方法の検証』の3つの検証を行い、その結論が出ない限り再稼働の議論は始められない」と、はっきり表明しておられます。

私は先日、新潟県庁に伺い、防災局原子力安全対策課の方からお話を伺ってまいりました。この課の職員だけで20名、そのうち原子力専門職員が2名、技術職員4名、環境監視職員1名という体制となっています。その上に、3つの検証を行う機関として、15名の専門家による「原発の安全管理に関する技術委員会」、9名の専門家による「原発事故による健康と生活への影響に関する健康・生活委員会」、9名の専門家による「原発災害時の避難方法に関する委員会」を設置し、それぞれの委員会で中間報告を行い、検証総括委員会で個別の検証が総括されることになっています。

また、技術委員会とは別に、福島第一原発事故のメルトダウンの公表に係わって、東電と新潟県の合同検証委員会も昨年設置され、東電2名、県3名の委員で対等に検証が行われています。

これに対して、京都府の原子力防災課は専任職員が事務職のみ10名、他は振興局との兼任となっています。極めて専門的な知見が求められる原発問題において、この体制では安全性の検証は不可能ではないでしょうか。知事自らが、昨年8月の第7回高浜原発地域協議会で、老朽化した圧力容器の疲労破壊問題などについて議論された際、「専門委員の皆様が質問されても我々も理解できないでしょうし、回答も理解できないかもしれない」とおっしゃっていたとおりです。

避難計画についても、どれだけ実効性のある計画とするのかは極めて重要な課題です。昨年8月末に行われた国と3府県との原子力防災訓練において、検査、除染方法や緊急時モニタリング体制の実効性、安定ヨウ素剤の配布方法など、重要な課題が様々に明らかになりました。

新潟県では、東電との安全協定の内容は平成19年以降変わっていませんが、協定以前に、福島第一原発事故の重大性を踏まえて、県民の安全を守るため、組織のあり方も見直されていったのです。この際、事実上の原発立地自治体である京都府も、府民の安全を守る府の役割を果たすため、福島原発の事故の教訓を充分踏まえて、避難計画の実効性等も含め、原発再稼働に係る問題や課題について、国や電力会社とも対等に渡り合える、新潟県のような専門的、中立的、そして独立的な体制整備が必要だと考えますがいかがですか。

「核のゴミ」の最終処分場建設に反対し、原発稼働も中止するよう求めよ

【西脇】次に使用済み核燃料、いわゆる「核のゴミ」問題について伺います。

先日国は、高レベル放射性廃棄物の最終処分ができる可能性のある地域を、「科学的特性マップ」として公表しました。最適とされた地域の自治体に秋以降に説明会を開くとしています。火山や活断層、地下資源などが存在する地域を除いた全国の約800自治体が候補地域としてあげられ、その中には京都府北部も含まれています。深さ数百メートルの地層に、ガラス固体化した廃棄物4万本を埋設する構想です。しかし、日本は火山活動が活発な地域であり、活断層など地層の安定性には不安要素があり、万年単位の長期にわたって安定した地層を確認することは、現在の科学的知識と技術的能力では限界があるというのが、多くの専門家の一致した見解です。将来の世代に取り返しのつかないことが起きる可能性がまったく否定できないもとの、候補地について科学的で安全だとする根拠はまったくありません。

知事は、今回国が発表した放射性廃棄物に係る「科学的特性マップ」に基づく候補地として、京都府内自治体が公表されていることについてどのように認識されていますか。

また、知事は以前、わが党の質問に「最終処分場についても反対の姿勢は変わらない」と答弁されています。当然今回も反対されると考えますがいかがですか。

高浜の場合、使用済み燃料プールが満杯になるまで、わずか6～7年。全体で現在1億8千万トンもの使用済み核燃料が蓄積されています。原発が稼働する限り、これがさらに増え続けることは避けようがありません。原発のゴミをゼロにすることが根本的な解決なので、国に対して原発稼働を中止し、一日も早く「原発ゼロ」に踏み出すよう求めることが必要だと考えますがいかがですか。

府民の命と安全に責任を持つ知事として、法的枠組みがなくても、さらにこれまで知事自身が立地県並みの対応を関西電力に求められてきたことから、関西電力に「再稼働反対」とはっきりものを言うべきではありませんか。ここまでお答えください。

【知事・答弁】原子力防災対策の検証を行う体制についてですが、本来、原子力防災対策は、これは国家が責任をもって行うべきものでありまして、そうした観点から、国におきましては原子力規制委員会を設置し、日本で最高の知見を有するとされる人たちが、検証や新規制基準にとりくまれている。これ

やはり、地方公共団体との役割分担というのをふまえるべきだと私は思います。京都府はその検証内容について説明を受ける立場でありまして、さらに関西電力からも安全対策も含め府民に説明する責任を有することから、中立的な原子力防災専門委員や原子力担当参与をおき、また、被ばく医療につきましては、京都府緊急被ばく医療ネットワーク調査検討会を設置して、その中でしっかりとした安全対策の確認を行い、京都府として必要な意見を述べる事のできる体制を整えているところであります。

最終処分場につきましては、原子力発電所が現に存在しており、廃棄物がある以上、どこかに設ける必要があることは間違いのないと思います。先日、国が科学的特性マップを公表し、その中で、海岸沿いは一定のものを除きだいたい含まれているのでありますけれども、その中で府の北部地域も輸送面では好ましい地域となっているところであります。しかし、歴史と文化を有し、その中で生きてきた京都府の事情から、府域での受け入れは考えられないと思います。「原発ゼロ」につきましては、「エネルギー自給京都」の実現を目指し、積極的な再エネ導入や徹底した省エネをすすめることとしており、「京都ビジョン 2040」において原子力エネルギーゼロ京都を目指しているところであります。

国のエネルギー基本計画、まさにエネルギーの問題は、これは国全体として考えていかなければならないことではありますので、国がエネルギー基本計画をもとにして、しっかりと対応していただかなきゃなりませんけれども、その中でも原発依存度を可能な限り低減させるとしているけれども、それには、再生可能エネルギー等の導入が必要であり、そうした前提をつくるよう国に対して求めていきたいと思っております。

原発の再稼働への反対につきましては、これは個人ではなくて京都府という地方公共団体の立場を確立させる事の方が、私は必要であると考えておりまして、ちょっと西脇議員と考え方が違うと思うんですけども、国に対し再稼働に係る法的な枠組みの確立などを強く求めるとともに、原発の安全対策について、地域協議会において、国や関西電力に説明を求め、専門家の意見をふまえ論理的に問題点を指摘したところであります。

特に40年を経過した原発の再稼働には慎重を期すよう繰り返し伝えるなど、引き続き国及び関西電力に、安全対策について更なる万全の対策を取るよう強く要請していくところであります。

【環境部長・答弁】 国の「長期エネルギー自給見通し」についてですが、策定にあたっては徹底した省エネを推進した上での総エネルギーを算定し、まず第一に安全性を確保すること、平時のみならず非常時にも安定供給が確保されること、経済の効率性を確保するため低コストでのエネルギー供給を実現すること、温室効果ガスの削減により環境適合を図ること、を基本視点とし、再生可能エネルギーの最大限の導入などを図りながら、2030年度にエネルギー供給源のベストミックスを実現することを目指していくものと認識しております。

「再稼働ありき」の原発行政を許さない毅然とした姿勢を示すべき

【西脇・再質問】 原発の再稼働について再質問させていただきます。

最終処分場については、反対とはっきりとはおっしゃっておられないのですが、概ね反対だということだと（知事「反対です」）、はっきり反対ですね。そうであるならば、原発再稼働も、やはりはっきり反対をされるのは当然ではないかと思っております。今や再生エネルギーが主力になろうとしているもとで、何より今もなお6万人近い方々が、福島県内外に避難を強いられている。その現状をみても原発の再稼働については、倫理的にも許されるものではないということは、はっきりしているわけです。

ところが原子力規制委員会は、東電・柏崎刈羽発電所6号機・7号機についても、先日、事故処理や賠償などの費用を捻出するために再稼働が必要という東電の主張を受け入れて、再稼働を認めているということ、これは大問題なんです。

知事は、今こそ大飯原発や高浜原発の再稼働に本気で反対をしていただく、そういう時期に来ていると考えます。これについて再度答弁をお願いしたいと思います。

【知事・再答弁】最終処分場については、たぶん、これは受け入れ権限とかそうしたものは私どもにありますし、その中で求められていく。そういうことをふまえて私は受け入れる考えはないということをお知らせしたわけでありまして、逆に原発再稼働については、そういう立場をきちっと作って行かなければいけない。そして、それに対しては、私は原発の安全対策について、地域協議会においてもしっかりと説明を求め、問題点を指摘していくという対応をとっているわけでありまして、同時に地方公共団体の立場を明確にするうえからも、法的枠組みを求めているところであります。

【西脇・指摘要望】先ほど申し上げました新潟県ですけれども、原発再稼働について検証しようとしておられるのも、立地県だからという以前に、米山知事の毅然とした原発再稼働に対する姿勢の表れだということ。これは指摘をして、次の質問に移ります。

部落問題は基本的に解決している。差別の固定化・助長につながる「部落差別解消推進法」の具体化はやめよ

【西脇】次に「部落差別解消推進法」に関わって伺います。

今年8月に配布されました京都府の広報誌「きょうと府民だより」2017年8月号に、「出身地で幸せは決まりますか？」とする特集記事が掲載されました。新たに制定された「部落差別解消推進に関する法」に基づいて構成された内容で、「部落差別は依然として存在するほか、インターネット上の差別を助長するような書き込みなど情報化に伴う状況の変化も生じている」とし、その具体的な例として、「もしも結婚相手が同和地区出身だとしたら。あなたは相手の出身に関係なく結婚を判断できますか？」と、結婚差別のみをことさら大きく取り上げていました。

しかし、京都法務局が平成28年度に人権侵犯事件として新たに受け付けた606件のうち、同和問題に関する差別待遇はわずか9件にとどまっています。また、特集記事では平成24年3月に本府が実施した「意識調査」を持ち出し、「同和地区出身者との結婚について『問題にしない』と答えた人は38.5%で、今なお残っているのが現実」など、未だに多くの府民の中に差別意識が残っているかのような表現をされていますが、これは事実と反していると考えます。

京都府が今回、このような内容を広報に載せたことは逆に差別を助長することになると考えますが、認識を伺います。

さらに、法に基づく取り組みとして、「相談体制の充実」「教育・啓発」「部落差別の実態調査」を行うとしていることも問題です。

そもそも新法自体が、部落解放同盟の一方的な見解に基づき、社会進歩の中で差別が解消しつつあることを否定し、逆に差別を固定化・永久化することにつながりかねない問題を持つものです。たとえば、国が行うとされている「実態調査」も、当該地区の住人を『同和関係者』と『そうでないもの』に区分けするようなものになれば、このような調査や広報・啓発自体が人権侵害になります。また、新法には「部落差別」の定義がないため、誰かが主観的に認定すれば際限なく濫用できる恐れがあり、「理念法」

だとされてはいますが、国と自治体に対策を講じることを求めているため、部落解放同盟などが求めている同和対策事業の復活、利権あさりに道を開きかねません。だからここの法律は、衆参の法務委員会で、部落差別の解消に逆行するものだとの批判が多方面から寄せられ、そのことを反映して、衆参両委員会において、「過去の民間運動団体の行きすぎた言動」が「部落差別の解消を阻害していた」ことを指摘し、「教育及び啓発」「実態調査」によって新たな差別を生むことがないように強く求める異例の付帯決議が全会一致で採択されたのです。

府として「部落差別解消法」の「付帯決議」についてどう認識されているのかお聞かせください。

そもそも部落差別とは、封建的身分の残滓であり、現在、社会問題としての部落問題は基本的に解決されています。また、時として起こる非科学的認識や偏見による言動は、民主主義の力を強めることで克服すべきであり、行政の施策はすべての国民に公平に運用するのが原則です。また、人権問題の相談、教育、啓発活動は、憲法に基づき一般施策で行うべきです。「教育・啓発」は、憲法に基づく一般施策で行うべきであり「実態調査」についても国から協力を求められても行う必要がないと考えますがいかがですか。

公的な責任を投げ捨てる「社会保障改革」に反対。破たんしつつある「総合事業」をはじめ、介護制度のあり方を是正せよ

【西脇】次に国が進めている社会保障改革について伺います。

厚生労働省は、当面の制度改革の基本コンセプトとして、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を掲げ、その第一歩として、先の国会で「地域包括ケアシステム強化法」を強行しました。NPO法人や住民同士による支えあいが重要だとし、そのための仕組みとして、地域包括ケアシステムを活用していこうというものです。あわせて、介護費用を抑制した自治体には財政支援を手厚くする仕組みや、介護保険利用料の3割負担も導入されました。

本来、住民同士の助け合いは善意や自発性によるものです。それを、基本コンセプトに位置付け、法律で細かく規定したのは、これを受け皿にすることで、国や自治体が責任を負うべき「社会保障」を、「安上がり」で効率的な医療・介護提供体制づくりの推進で縮小しようとしているからに他ならず、これまで以上の負担増やサービス縮小につながるものと言わなければなりません。その道を進めばどうなるでしょうか。

要支援1・2の人の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村事業に移し、介護の専門職ではない住民主体のサービス提供とする「総合事業」が、今年度から全自治体でスタートしました。すでに国のモデルとして昨年からはじまっている大阪・大東市では、「自立支援」の名で介護サービスからの「卒業」を強要する動きが強まり、通所型サービスでは約5割の利用者が1年以内に「卒業」させられました。それがきっかけで持病が悪化し、要支援1だった方が、わずか4カ月後に寝たきりになってしまったという事例まで報告されています。絶対に、こんな事態を招いてはなりません。

医療、介護、障害者福祉などの公的サービスは、健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に基づくものであり、住民同士の助け合いなどで代替できるものではないと考えますが、知事の認識を伺います。また、無理やり介護卒業させるような方向に進むべきではないと考えますが、いかがですか。

私ども日本共産党府会議員団はこの夏、府内自治体の党議員団と協力して、各自治体の「総合事業」に係る実態調査を行いました。ほとんどの自治体で導入している「緩和型」では、有資格者以外の担い手の参入が進んでおらず、多くの自治体で受け皿になる民間団体がほとんどありません。

事業所の報酬も、例えば訪問介護の緩和型では、京田辺市で現行型の 65%と大幅に減額されるなど、多くの矛盾と問題が生じています。京都市の訪問介護においても、「緩和型」で 85%、「住民主体型」で 63%と、報酬が大幅削減となっています。そのため、党京都市会議員団の調査によると、訪問介護事業所のうち、「新総合事業」に登録しているのは約半数で、ヘルパーの賃金を下げたり、サービス導入を断念している事業所もあるということです。

介護を受ける側にも不安が広がっています。脊柱管狭窄症による痛みがある独居の 75 歳女性は、要支援の認定を受け、週 1 回の掃除・洗濯・買い物の訪問介護を利用しています。「総合事業」で訪問時間が短くなれば、この方はシーツなどの重い洗濯ができなくなります。部屋の汚れがひどくなったり、腰痛が悪化することが危惧されています。

京都新聞も、府内自治体の総合事業の実態について、「軽度介護担い手 府内も深刻」「人材豊富な都市向けの制度。介護の地域格差が広がる」と厳しく指摘しています。

「総合事業」は制度としても破綻し、「介護難民」がさらに増えていくのは目に見えており、こうした介護制度のあり方を是正するしかないと考えます。府の認識を伺います。

また、来年の介護報酬改定に向けては、「自立支援」の成果に応じて報酬を加算するということも検討されています。介護サービスからの「卒業」を強要する動きを加速するものであり、断固反対すべきだと思いますがいかがですか。お答えください。

【府民生活部長・答弁】 部落差別解消推進法についてございます。

この法律の目的は、現在もなお部落差別は存在していることなどをふまえ、憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、昨年臨時国会において、大多数の賛成により可決・成立し、同年 12 月に施行されたものでございます。この法律では、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方協公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを趣旨とするものでございます。

今回の「府民だより」8月号の部落差別解消推進法に関する啓発記事につきましては、憲法の基本的人権の尊重等の規定はもとより、新たに施行された同法に基づき、残念ながら府内でもなお存在する部落差別の実情を踏まえ、「人権強調月間」における特集記事として掲載したものでございます。内容といたしましては、府民の皆様方ご自身に関わりのある身近な問題として考えていただくために、結婚差別に関する直近の調査結果として、同和地区出身者との結婚に対する考え方で、「子どもの意思を尊重し問題にしない」との回答が 38.5%にとどまっていることなどもお示しする中で、法律の内容、府の取り組み等を紹介し、部落差別のない社会を見据えたものにしておりまして、差別を助長するものとは考えておりません。部落差別解消推進法の付帯決議につきましてはその趣旨を尊重し、また、本府としては、同法に基づく施策の実施に当たっては、新たな差別を生まないこと、また真に部落差別の解消に資することに留意・配慮するなど、適切に対応することといたしております。

人権教育・啓発の取り組みにつきましては、憲法はもとより人権教育啓発推進法、さらには今般施行された部落差別解消推進法等の関連法令にのっとり、引き続き適切に実施してまいりたいと考えております。また、同法第 6 条の「部落差別の実態に係る調査」につきましては、実施主体である国において検討を始められたと聞いておりますが、府としても、部落差別の実態を確認しながら効果的な施策を進めていくことが必要と考えておりまして、法律に基づき、国から調査の協力依頼があれば、必要な協力をしてまいりたいと考えております。

【健康福祉部長・答弁】 社会保障改革についてでございますが、医療、介護、福祉制度などは、府民を守る大切なインフラであり、京都府ではたいへん厳しい財政状況の中、介護保険だけでも 300 億を超える額を負担し、持続可能な制度となるよう、しっかりと支えているところでございます。介護予防・生活支援に係る新しい総合事業は、高齢者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、全国一律の給付から、市町村が実情に応じた多様なサービスを、地域の多様な人材を活用して提供できるようにするものであり、すでに、本年4月からすべての市町村で、新しい総合事業に移行しているところです。事業の実施に当たりましては、地域包括支援センターが本人とご家族と十分相談したうえで、一人ひとりの状態に応じたケアプランを作成しております。とりわけ、身体介助の必要な方には、専門職によるサービスを提供。また、買い物代行や掃除等の家族支援については、家族をやってこられた方々にもご活躍いただき、介護の専門家と連携することにより、きめ細かなサービスを提供されているところです。また、NPOやボランティアなどによる多様なサービスを広げるため、市町村では住民を対象とした研修を実施されているほか、体操教室を中心とした住民主体の「憩いの場」など広まりつつあり、加えて、各市町村が創意工夫を凝らし、その地域ならではのサービスを展開できるよう、京都府ではこれまでから、地域力再生交付金や地域包括ケア総合交付金を活用し、例えば新たなサービスの実践に向けた団体の立ち上げや活動支援、その担い手の育成など、支援の取り組みを支援しているところです。

次に、介護報酬の見直しについてでございますが、現行の介護報酬は、要介護度の認定に応じて設定されているため、リハビリなどによる要介護度の改善が介護報酬を引き下げる方向に働くため、自立支援に向けた取り組みを阻害しているとの指摘があり、現在国においては、来年度の報酬改定に向けて、自立支援の成果に応じた事業者への報酬加算が検討されています。京都府としては、事業者により利用者が選別され、状態の改善が見込めない要介護者が排除されることがないようにするとともに、自立支援に向けた努力が正当に評価される報酬体系にするよう、慎重に検討することが必要と考えており、すでに国に対して要望しているところです。

【西脇・指摘要望】 先ほどの新法についてですけれども、部落問題はあらゆる問題で格差が是正をされて、意識の問題も今着実に解消に向かっているのが到達点ではないかと思えます。時折発生する否定的な現象をことさら大きく取り上げて、今なお差別が存在する根拠にするということは、ここまで様々な方たちの努力で築いてきた部落問題の解決の到達点を否定をし、部落問題解決への展望を失わせることになるかと思えます。かつての、行政の主体性を放棄した不公正で乱脈な同和行政に逆戻りさせないためにも、やはりここは、府として新法の具体化や国への協力は、先ほど行うとおっしゃいましたけれども、これはやるべきではないこと、強く指摘しておきたいと思えます。

それから社会保障の改革についてですが、介護保険制度が始まり 17 年目です。介護離職や介護心中などは、なくなるどころか、この京都府内でも増え続けているのが実態です。特養ホームの待機者は府内で今でも 8 千人以上いるということですがけれども、お聞きしましたら、亀岡市などでは介護の人材不足のため、ベッドの空きがあるのに受け入れられないという実態になっています。その上に、「我がこと、丸ごと」などと言いながら、「総合事業」でまず軽度者を介護保険から外し、そして利用料や保険料の負担は増やすというこの国のやり方について、まるで「国家的詐欺」だということが言われているのは、これは当然だと思います。この際、府として国に「総合事業」は撤回をさせて、介護制度から公的責任を後退させない、そう国にしっかりと求めていただきたい。そのことを強く要望して、質問を終わらせていただきたいと思えます。ご清聴、ありがとうございました。